

～ 令和2年度 北方町地域防災計画の修正 ～

1 修正の目的

現行の北方町地域防災計画は、災害対策基本法の改正やそれに伴って修正された国の防災基本計画及び岐阜県地域防災計画との整合を図るため、平成26年3月に全面的な改訂を行い、その後は毎年度末に一部改訂してきました。

今回の修正は、その内容をよりきめ細かなものとするとともに、新たに改正された防災関連法との整合を図るために実施するものです。

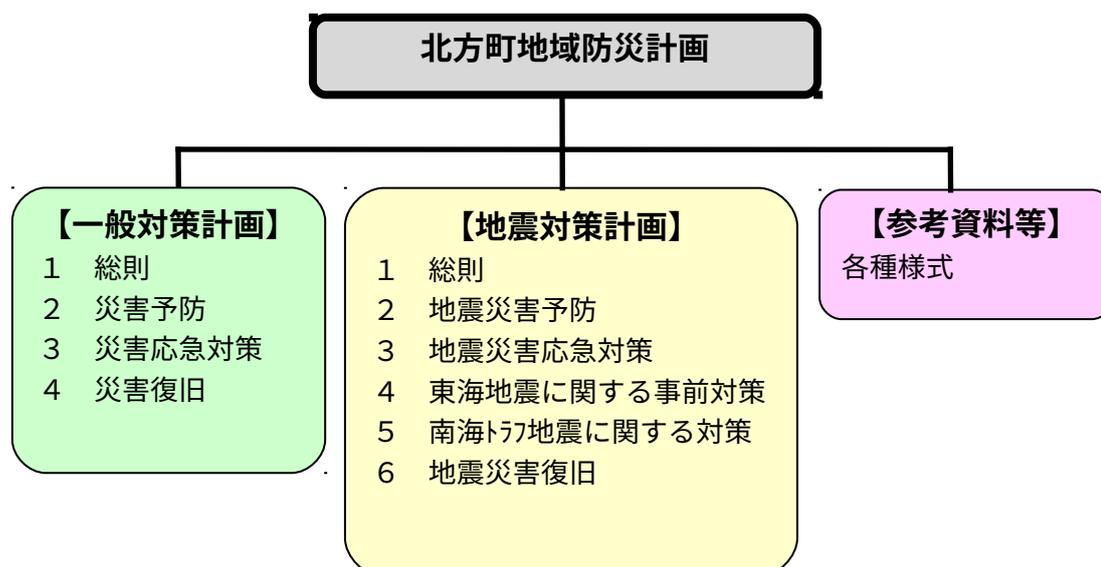
2 修正の基本的な考え方

- (1) 防災関連法令（災害対策基本法、水防法、各種ガイドライン等）との整合
- (2) 上位計画（防災基本計画及び岐阜県地域防災計画）との整合
- (3) その他、名称・文言等の更新又は修正

3 計画の全体構成

本計画の全体構成は、以下のとおりです。一般対策計画及び地震対策計画ともに①災害予防、②災害応急対策、③災害復旧という順で時系列に災害対策を記載しています。

また、地震対策計画には、防災関連法令に基づく計画として「東海地震に関する事前対策」及び「南海トラフ地震に関する対策」を併せて記載しています。



4 一般対策計画の主な修正内容

(1) 要配慮者利用施設等

修正内容	要配慮者利用施設等の見直し
修正理由	浸水想定区域内の要配慮者利用施設の見直しに伴う追記
修正箇所	第2章 災害予防 第19節 要配慮者・避難行動要支援者対策 第3章 災害応急対策 第16節 避難対策

(2) 警戒レベル等、防災情報

修正内容	警戒レベル等や大雨警報等の危険度分布を追記
修正理由	「避難勧告等に関するガイドライン」が平成31年3月に改正され、防災情報を5段階の警戒レベルとして提供されることによる追記 気象庁が提供する警報の危険度分布の追記
修正箇所	第3章 災害応急対策 第9節 警報・注意報・情報の受理伝達

(3) 被災者生活再建支援法関連

修正内容	被害の程度に「中規模半壊」を追記
修正理由	被災者生活再建支援法が令和2年12月に改正され、新たに「中規模半壊」も支援の対象になったため
修正箇所	第3章 災害応急対策 第9節 災害情報等の収集・伝達・報告

(4) 罹災証明書関係

修正内容	罹災証明書の様式変更
修正理由	被害程度に「中規模半壊」が追加されたことによる変更 国推奨の罹災証明様式への変更
修正箇所	第4章 災害復旧 第5節 被災者の生活確保

(5) その他

町の行政組織改正等に合わせた修正や、名称・文言の表現の修正をしています

5 地震対策計画の主な修正内容

(1) 耐震シェルター等の設置促進について追記

修正内容	耐震シェルター等について追記
修正理由	耐震シェルター等の補助について要綱制定済みのため追記
修正箇所	第1章 総則 第4節 被害想定

(2) その他

一般対策計画と同様に名称・文言整理、表現等の修正をしています。